平成２３年（フ）第８５１号
熊本県菊池郡大津町大字室610番地１　プランドール102号室
債務者　内村サチコ
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８４１号
千葉県松戸市高塚新田530番地の21
債務者　川並　夏希
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９０４号
千葉県松戸市稔台７丁目18番地の16　レインボービラ10番館202号
債務者　森　　寛之
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９０９号
千葉県流山市三輪野山３丁目11番地の13
債務者　久保田京美
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９１１号
千葉県柏市藤心１丁目１番３号　コーポ早川206号
債務者　古谷　守治
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９２４号
千葉県流山市南流山６丁目21番地の９
債務者　林　千夏子（旧姓小澤・佐竹・大和）
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９２５号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地16棟204号
債務者　伊藤　　互
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９３１号
千葉県松戸市南花島１丁目６番地の１　ファミール松戸グランデージⅡ101号室
債務者　稲坂　凉子
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９３２号
千葉県松戸市南花島３丁目45番地の６　コミヤハイツ205号
債務者　吉野　和幸
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９３７号
千葉県松戸市小金原４丁目16番地の１　雇用促進住宅栗ケ沢宿舎２棟201号
債務者　松浦　咲月
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９４９号
千葉県松戸市六実５丁目15番地の３
債務者　伊藤　純一
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９５８号
千葉県松戸市小金原２丁目10番地の19
債務者　中江久美子
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９６９号
千葉県松戸市五香南２丁目21番地の２　タウンハイツ元山202号
債務者　川合　志真
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９７３号
千葉県柏市藤心134番地５
債務者　坂下佳世子（旧姓田村）
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６号
千葉県我孫子市泉１番22―202号　クレストパレスＡ棟
債務者　大橋　　勝
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５３号
山口県山陽小野田市大字山野井641番地、旧住所福岡県久留米市縄手町350番地１
債務者　和氣　美佳（旧姓久篠）
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１５０号
香川県仲多度郡まんのう町炭所東2556番地
債務者　萱原　玲子
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　高松地方裁判所丸亀支部